

# 下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会 第9回

PPP/PFIに関する下水道分野での政府の最新動向

平成29年3月13日

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

# 上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置

(内閣府民間資金等活用事業推進室)

28年度第2次補正要求額 **13.9億円** (新規)

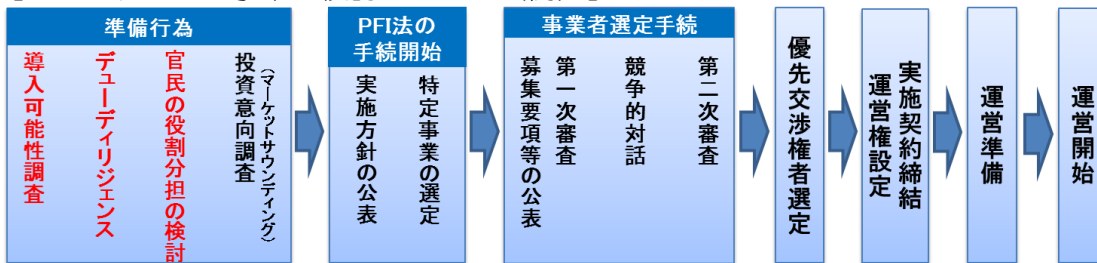
## 事業概要・目的

- 本格的な人口減少社会の中で、増加する維持更新費等からその持続可能性が課題となっている上下水道に**コンセッション事業※1 (PFI)**を導入することが重要。
- このため、先行案件を組成するための強力な政策的インセンティブを講じることが必要。これにより、コンセッション事業の**具体化目標の達成**を図るとともに**経済財政一体改革へ貢献**。
- コンセッション事業等導入の前提となる**デューディリジェンス (資産評価)**、**官民の役割分担の検討**等に係る費用を支援。

※1 利用料金の徴収を行う公共施設について、所有権を公共が有したまま、民間事業者に当該施設の運営を委ねる事業。

## 事業イメージ・具体例

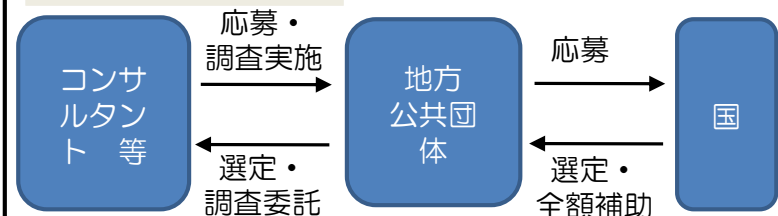
【コンセッション事業の検討プロセス (例)】



### 支援内容

- ① **デューディリジェンス (資産評価)**、**官民の役割分担の検討**
  - ・対象者 : 上下水道コンセッション事業を検討している**地方公共団体**
  - ・対象経費 : 過去の更新投資状況等の資産資料の精査、資産に関するリスクの抽出・整理、更新投資計画の策定・更新、最適な官民のリスク分担や業務分担を検討 等
- ② **導入可能性調査**
  - ・対象者 : 上下水道コンセッション事業等を検討している**地方公共団体**
  - ・対象経費 : コスト削減効果や収入増加効果等を算出 等

## 資金の流れ



## 期待される効果

- 新たなビジネス機会の拡大、公的負担の抑制
- 経済財政一体改革への貢献 (2020年度までの基礎的財政収支の黒字化に寄与)
- コンセッション事業等の具体化目標の達成に寄与  
(空港7/6件、水道2/6件、下水道4/6件、道路1/1件 (平成26~28年度)  
(文教施設3件、公営住宅6件※2 (平成28~30年度))

※2 収益型事業や公的不動産利活用事業も含む。

# 上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置 2次募集採択案件

第2次募集期間：  
12月2日(金)～1月31日(火)

## 平成28年度 上下水道コンセッション事業の推進に資する支援措置 支援対象案件

|   | 支援対象          | 対象分野      | 事業名                            |
|---|---------------|-----------|--------------------------------|
| 1 | 木古内町<br>(北海道) | 水道        | 水道事業の広域連携におけるPPP/PFI導入可能性調査    |
| 2 | 宮城県           | 水道<br>下水道 | 上工下水デューディリジェンス調査               |
| 3 | 大牟田市<br>(福岡県) | 水道<br>下水道 | 大牟田市上下水道事業における民間資金等活用事業導入可能性調査 |
| 4 | 小松市<br>(石川県)  | 下水道       | 汚泥処理再構築に係るPPP/PFI活用可能性調査       |
| 5 | 大分市<br>(大分県)  | 下水道       | 汚水処理事業へのPPP/PFI手法の導入に係る基礎検討調査  |

(第2次公募案件：上下水道関係のみ)

# 平成29年度 先導的官民連携支援事業(第1次)について

## 目的

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、下記(イ)又は(ロ)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的とします。

- (イ)事業手法検討支援型 : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
- (ロ)情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

(注) 今回募集は、平成29年度予算の成立を前提に行うものであり、国会における予算審議の状況によっては調査・検討及び助成事業の内容等を変更する場合があります。

## 補助対象・対象事業

国土交通省の所管する事業であって、官民連携事業の類型に係る要件、重点推進分野に係る要件、及び調査開始以降の協力に係る要件を満たすものとします(募集要領2. 2をご参考ください。)

## 補助対象経費・補助率・補助限度額

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。補助金1件当たりの上限は20,000千円です。

## 応募受付期間

平成29年3月1日(水) ~ 平成29年4月12日(水) 14:00必着

(注) 第2次募集を行う予定としています。

## スケジュール(予定)



## ➤PFI・DBO事業における透明性・競争性確保の工夫 (入札時に3社以上の応募があった案件についてヒアリング)

- ・入札前に技術提案を募集し、最も提案があった事業方式に決定
- ・市場調査(マーケットサウンディング)を複数回に分け丁寧に実施
- ・参加資格要件の緩和(同規模だけでなく、実証プラントの経験も可)
- ・実績や技術提案だけでなく、価格も評価として重視
- ・技術的対話を実施後、提案書の修正・再提出を許容
- ・実施方針公表後にヒアリングを行い、リスク分担等の協議を丁寧に実施

## ➤包括的民間委託における透明性・競争性確保の工夫 (3期目以降、入札時に5社以上の応募があった案件についてヒアリング)

- ・業務発注時に委託範囲やレベルの見直しを適宜実施
- ・資格要件や実績要件を緩和(同規模の水準を求めない)

## 9. (1)PPP/PFI活用のメリット

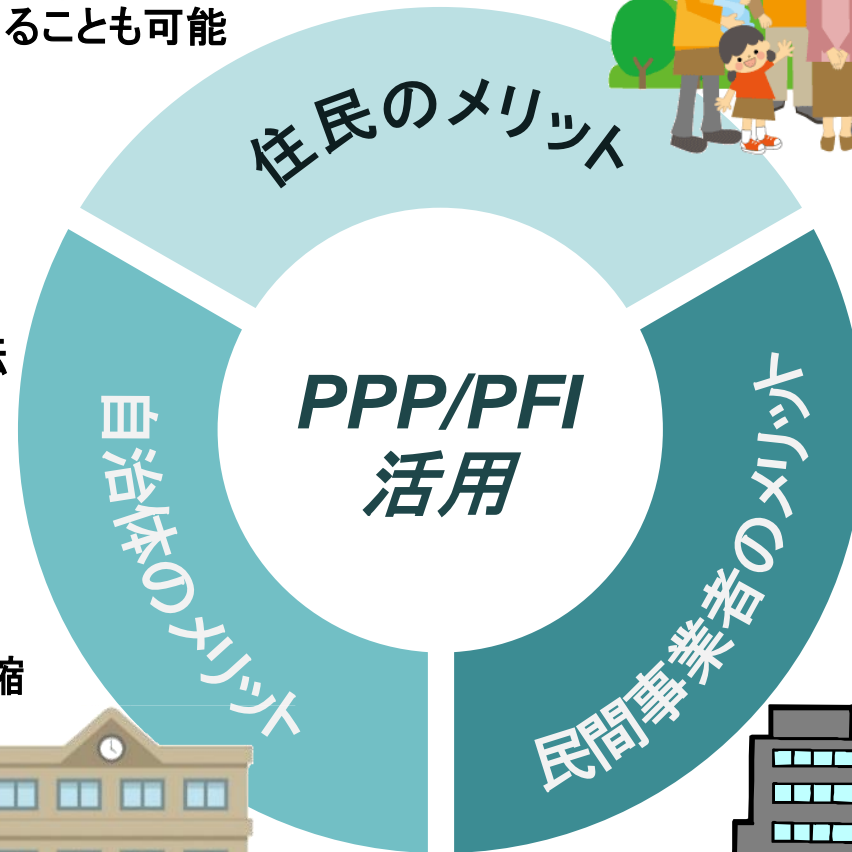
平成28年度報告書素案

下水道事業においてPPP/PFIを活用することにより、下記のようなメリットが発生することが期待される

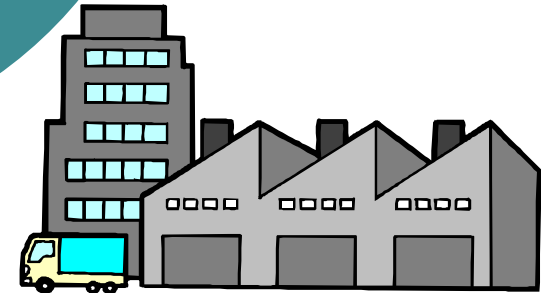
- 住民サービスの向上  
(迅速な対応等)
- 地元雇用の促進を  
図ることも可能



- 効率化によるコスト削減  
(維持管理、改築更新)
- 官から民へのリスクの移転  
(需要リスク等)
- 政策立案や企画等の  
コア業務への集中
- 発注業務等の軽減
- 運営権対価による債務圧縮  
(コンセッションの場合)



- 長期契約による  
安定的な収益の確保
- ノウハウ・技術の活用
- 新たな市場の創出

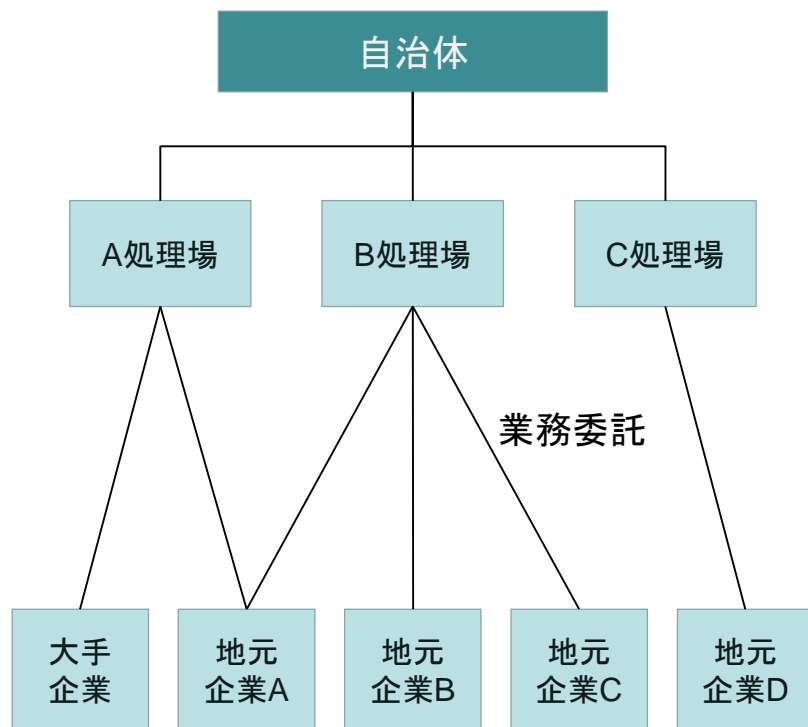


## 9. (2) PPP/PFI活用による地元企業へのメリット

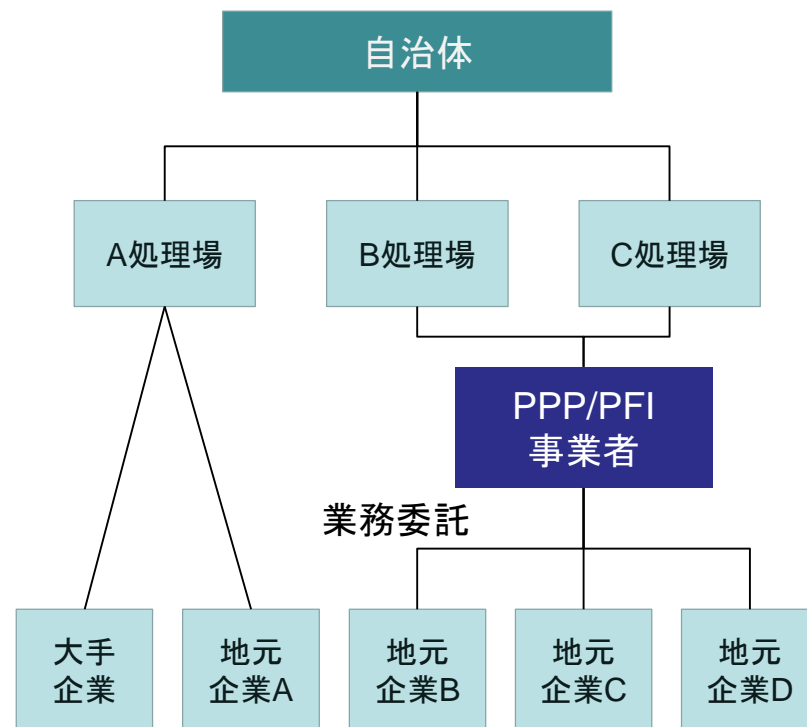
平成28年度報告書素案

PPP/PFI事業を実施することで地元企業にも以下のようなメリットがある。

### 公共発注の場合



### PPP/PFIの場合



- PPP/PFI事業者(SPC等)がコストだけでなく、創意工夫・技術提案を含めて業者選定
- PPP/PFI事業者がSPCの場合、地元には本社を置くことなど定めることができる
- PPP/PFI事業者(SPC等)が業務を行うので、地元企業にとって仕事がなくなる訳ではない

## 9. (3) 包括的民間委託とコンセッションの違い

包括的民間委託・・・**性能発注に基づく複数業務・複数年度発注による民間委託** 平成28年度報告書素案

(平成13年4月 国土交通省「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」)

公共施設等運営事業(コンセッション)・・・**利用料金の徴収を行う公共施設等**について、当該施設の**運営等を行う権利**を民間事業者に設定する運営方式

(平成25年6月 内閣府「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」)

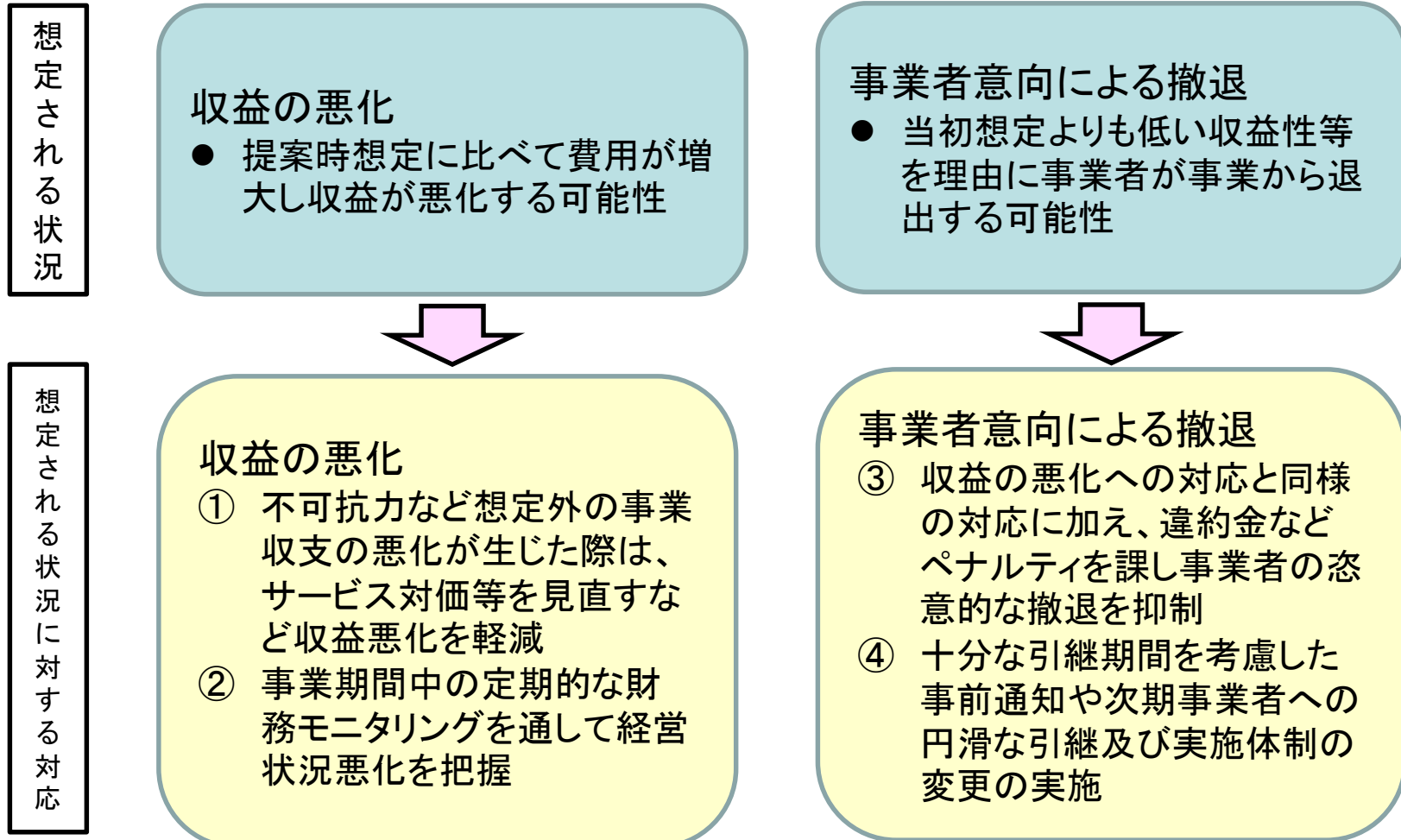
|                  | 包括的民間委託                            | コンセッション   |
|------------------|------------------------------------|---|
| 運営権設定            | 不可                                 | 可<br>(PFI法第19条第4項:議会の議決後に可)   |
| 民間事業者による<br>料金徴収 | 不可<br>(下水道管理者が徴収)                  | 自ら料金を収受することができる<br>(PFI法第23条)   |
| 未収金の強制徴収         | 下水道管理者による自力執行<br>(地方自治法第231条の3第3項) | 民事手続による強制執行   |
| 委託に係る<br>条例制定の要否 | 不要                                 | 必要<br>(PFI法第18条:民間事業者の選定手続、運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定める)              |
| 委託期間・業務範囲        | 3～5年の委託期間が多く、<br>維持管理業務が中心。        | 長期間の委託が一般的であり、<br>改築・料金徴収等の業務も含む。<br>※浜松市の例では、委託期間20年。<br>※料金徴収については、PFI法第23条 |



## 9. (5) 事業破たんの可能性とその場合の対応

平成28年度報告書素案

PPP/PFIの導入時にSPC(特別目的会社)を設立するにあたって、事業を期間中にわたって継続することを目的とするため、事業者の破たんや撤退リスクを回避する方策を事前に検討することが必要である。



※速やかな代替事業者選定が行えない場合も想定し、既存従事者を直接自治体が雇用できるような調整や、全体管理について日本下水道事業団等の公的団体との協定を締結し管理を委託できるような準備についても検討することが考えられる。